

## 青森市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

### 1 制定理由

デジタル化の推進に伴い、保育所等の事業者等が作成、保存等を行うものや、保育所等と保護者との間の手続き等に関するもので、書面等によることが規定又は想定されているものについて、電磁的方法による対応も可能である旨の包括的な規定を追加するため、「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準」が令和3年8月2日に改正されたことに伴い、所要の改正を行うため制定するものである。

### 2 改正内容

#### (1) 保育所等の事業者等の業務負担軽減

- ・保育所等の事業者等における書面等の作成、保存等について、電磁的方法による対応も可能である旨を規定するもの。

#### (2) 保育所等を利用する保護者の利便性向上と保育所等の業務負担軽減

- ・保護者への説明等のうち、書面等で行うもの及び書面等で行うことが想定されているものについて、電磁的方法による対応も可能である旨を規定するもの。

#### (3) その他

- ・所要の規定の整理

### 3 施行期日

公布の日

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令案について

**1. 対象府令**

標記内閣府令案においては、下記の府令を改正する。

- ・ 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）
- ・ 子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）

**2. 改正の概要**

デジタル化の推進に伴い、子ども・子育て支援新制度において、保育所等の事業者等が作成、保存等を行うものや、保育所等と保護者との間の手続き等に関係するもので、書面等によることが規定又は想定されているものについて、電磁的方法による対応も可能である旨の包括的な規定を追加する改正を行う。

- 保育所等の子ども・子育て支援を行う事業者等の業務負担軽減等を図る観点から、当該事業者等における書面等の作成、保存等について、電磁的方法による対応も可能である旨を規定。
- 保育所等を利用する保護者の利便性向上や保育所等の業務負担軽減等の観点から、保護者等への説明等のうち、書面等で行うもの及び書面等で行うことが想定されているものについて、電磁的方法による対応も可能である旨を規定。
- その他所要の規定の整備を行う。

**3. 施行期日等**

公布日：令和3年6月末日（予定）

施行期日：令和3年7月1日（予定）



公布日・施行日：令和3年8月 2日（官報掲載）  
正誤表：令和3年9月13日（官報掲載）